

令和7年度事業計画

【総務部】

1. 諸規程の整備

連合会から配信される情報に注視し、必要に応じ各規則や規程の検討を行うとともに、千葉会として時代の要請に即した、適切な諸規定の整備に努める。

2. 会員への情報提供及び連絡

的確な情報を把握し、会員への情報提供を迅速に行えるよう、FAX・月末定期郵便による情報提供に加え、ブログ・メルマガ・ウェブサイト掲載など多様な手段を活用して情報提供を行う。また、より迅速な対応が求められるオンライン登記申請のシステム障害等の情報提供については、その提供方法について、今後、ウェブサイトリニューアルも含めて検討を行う。

3. 事務局体制の強化

多様化する業務への効率的な対応改善を図り、かつ、時代の要請に応えた事務局職員の働きやすい環境づくりを行う。一般市民からの問合せ電話やメールへの対応について、より良い回答ができるシステム構築の検討を行う。

4. 土地家屋調査士制度広報

これまでの広告媒体への掲載にとどまらず、プレスリリースを活用した新聞・テレビ等への情報発信や、従来よりも効率的な制度広報手法の検討を進める。

また、明海大学への講師派遣や出前授業の実施、災害時の住家被害認定への協力など、社会貢献活動を通じて、国民への制度広報を図る。

【財務部】

1. 会員親睦の促進

新たな同好会設立を推奨し、会員親睦の充実を図る。

2. 適正な財務処理

各部・各委員会の執行状況を月次ごとに確認し、各事業において効率的な事業執行となるよう注視し、適正な予算執行に努める。また、会の資産である動産及び不動産についても管理を徹底し、適正な財務処理に努める。

3. 共済特別会計の精査検討

共済の現状を確認し、評価判定を行い、将来設計の検討を行う。

4. 会館の維持管理

修繕計画に基づく修繕及び計画外である軽微な修繕を行うことで、適切な維持管理を行う。当年度は3階大会議室のカーペットの全面張替を予定している。

5. 災害対策基金の充実

将来に備えた大規模災害基金の充実を進める。連合会が推奨する目標額に大幅に足りないことから、積極的に会員からの寄付を募る。

6. 顧問契約の見直し

昨年度に引き続き、各顧問契約の労務条項の明確化とコンプライアンスの強化、契約期間と更新条件の条文化を図るべく検討を行う。

【業務部】

1. 表示登記協議会の開催

- (1) 7月と2月頃の年2回程度を予定して協議会を開催する。
- (2) 各支部における、年1回の法務局との打合会について、支部支援金を交付することにより開催の支援を行う。

2. 業務に関する企画・立案及び調査・研究並びに報告

- (1) 官民境界確定業務改善として県土木事務所の要領の改正後について、その取扱いが順守されているかの調査・研究を行い、より良い取扱いとなるよう協議の準備を進めていく。
- (2) コロナ禍で延期となっていた調査士法第25条第2項に関する調査として、各支部からの人員の援助をいただき、前回調査から10年以上が経過する法務局保管の土地区画整理図面などの備付状況の調査を法務局の許可の下に実施する。
- (3) 事務所経営に関する研究として、適正な報酬額について調査研究を進め、会員に情報を提供する。
- (4) オンライン申請の推進に向けて、法務局と連携してオンライン申請率向上に向けた研修又は広報を行う。
- (5) 会員がGNSS測量機を用いての基準点測量を可能とするために、本会にてリース契約したGNSS測量機の利用を促し、GNSS利用の機会を増やす。また、さっポイントサービス（基準点配点サービス）を利用した世界測地系での地積測量図作成を促す。GNSS測量についての調査・研究を引き続き行う。

3. 資料センターに関する調査・研究

新たにさっポイントサービス（基準点配点サービス）で取得したデータの登録作業を進めていく。他の市町村にも情報提供を促すための活動を行う。会員には資料センターのサービスを効果的に利用いただけるような情報発信を行う。

4. 基準点に関する事項

本年も県内市町村との街区基準点包括使用承認契約の更新を行い、未契約市町村には契約に向けての働きかけを行う。今後も街区基準点の運用方法や震災後の測地成果への対応等についての情報収集を行い、その成果をウェブサイトにて継続して公開していく。また、会員には包括使用承認契約に基づく基準点使用報告が適切に提出されるように広報を行う。

5. 研修体制の充実

- (1) 研修委員会と連携して、研修の年間スケジュールを作成し、効率的かつ効果的な研修が実施できるよう研修体制の整備・充実を図る。
- (2) 受講義務研修となった年次研修の未受講者について、研修を行う。

6. 研修会、講演会等の開催

- (1) 全会員を対象とした研修会又は講演会を年2回程度開催する。
- (2) 関連士業と連携して、研修を企画し実施する。
- (3) 会員からの要望を踏まえた有料研修会を開催する。
- (4) 新人会員の交流促進を目的とした、新人会員を対象とした研修会を行う。

7. 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）制度への対応

研修履歴及びCPDポイントの情報をウェブサイトにおいて公開・管理する。会員には連合会が目標に掲げる年間16ポイント以上、5年間で80ポイント以上のCPDポイントの取得を促す。

8. その他研修に関する事項

- (1) 支部研修については、例年どおり助成金交付の準備をし、講師派遣の依頼についても積極的に対応する。また、ブロックを構成する支部間の交流を促進し、ブロック構成内の支部での協力関係の強化に働きかけていく。
- (2) 受講義務研修となった連合会新人研修について、必須参加を促す。
- (3) 連合会及び関東ブロック協議会主催事業への積極的な参加を促す。
- (4) 他調査士会、他組織の研修会の情報を入手した際には、積極的に会員に紹介する。
- (5) 他調査士会、他組織からの要請による講師派遣の依頼についても積極的に対応し、土地家屋調査士業務に対する広報活動に積極的に努める。

【社会事業部】

1. 地図の整備等に関する事項

例年どおり千葉県地籍調査推進委員会へ参加し地籍調査事業を推進する。
運営委員会会議及び各部会に参加して、千葉県地籍調査推進委員会の運営に関し

積極的に活動協力する。

2. 境界紛争解決に関する事項

- (1) 千葉筆界特定・ADR 研究協議会にて、土地の境界をめぐる紛争を未然に防止し、適正、迅速かつ総合的に解決するため筆界特定制度と境界問題相談センターちばとの連携方策を協議する。また、筆界調査委員を推薦し、法務局筆界特定室に相談員を派遣する。
- (2) 筆界調査委員を対象とした研修や意見交換会を開催し、調査委員の能力向上を目指すことで筆界特定の迅速化に繋げる。
- (3) 法務局が行う研修会に講師を派遣するとともに、筆界講座や境界問題相談センターちばが行う研修会への講師派遣を法務局に要請し、法務局と相互連携を図る。

3. 公共嘱託登記の受託推進及び境界に対する助言に関する事項

公嘱協会との意見交換を行い、嘱託登記の推進を図る。

4. 公共・公益に係わる事業の推進に関する事項

- (1) 空家等対策の推進のための調査研究を行い、市町村が主催する空家等対策協議会の協議委員内で情報を共有し、土地家屋調査士の活躍を目指す。空家対策 PT によって作成された「住まいの終活」を市町村に提案し事業を拡大させる。
また、千葉県が主催する千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会などに参加して情報収集と情報発信に努める。
- (2) 支部で開催する小学校への出前授業に協力し、教員や保護者、子供たちへの制度広報を行っていく。また、中学校及び高等学校において土地家屋調査士の職業についての講演を行う。
- (3) 引き続き明海大学において講義を行い、大学生への教育と制度広報を行う。
- (4) 地域で開催される講座等に講師派遣の要請があれば、積極的に対応する。
- (5) 災害協定締結市町村が主催する防災訓練へ参加する支部に協力していく。
- (6) 各支部の災害担当者向けに住家被害認定調査の研修を充実させ、市町村が研修を行う際に要請があれば講師を派遣する。また、千葉県が行う住家被害認定調査の研修に講師派遣の要請があれば、積極的に対応していく。
- (7) 災害調査に関するマニュアルを策定し実施する。
- (8) 防災訓練を実施し、会員の防災意識の向上を目指すとともに、有事の際に迅速な情報共有ができる環境を検討する。
- (9) 千葉県土地家屋調査士会災害対応マニュアルの見直しを行い、有事に対する迅速な対応の環境を整える。
- (10) 関連士業との災害対策に関する連絡協議会に参加する。
- (11) 関東ブロック内 5 会で既に設立されている境界問題連絡協議会を当会において

「千葉県境界実務者連絡協議会」として設立する。

【境界問題相談センターちば】

境界問題相談センターちばは開設からまもなく 20 周年を迎える。認証紛争解決手続機関としての実績の積み重ねや知名度が向上してきたこともあり、相談申出、調停申立件数は一定の水準で推移している。

1. ADR 制度の信頼性の向上

センターちばにおいては遠隔地調停実施センターとして日調連への登録が完了しており、他会登録センターとの間においてオンラインによる調停が実施可能となっている。この ODR（オンライン紛争解決手続）を利用者にとってより身近に、利便性の高いものするため、ODR 実施手続拡大のための各種規程の整備に取り組む。

紛争解決の実効力の向上についても、令和 6 年 4 月 1 日より成立した和解について民事執行を可能とする特定和解にも対応可能になっている。

裁判手続に代替して多くのコストをかけずに簡易・迅速に紛争を解決するため、手続の精度を高め、境界問題を抱える利用者の利便性の向上に寄与することでより信頼される ADR へ昇華させていく。

2. 事前相談の利用促進

紛争性を認識しながらもその解決方法が分からず、サポートを必要とする紛争当事者は未だ多く潜在していると考えている。このような紛争当事者がセンターちばの事前相談にアクセスしやすくなるよう、紛争当事者へはもとより、その第一次的アクセス機関である、他士業、各自治体、法務局、その他各種相談機関等への外部広報、さらに土地家屋調査士会会員への内部広報、それぞれ積極的な広報活動を行う。

3. ADR 認定資格者の人財育成

年々複雑化する事件に対応するためにもセンターの内部研修を充実させ、手続実施者のスキルアップに努めることで利用者満足度の向上を図る。実施した手続の実績や情報をセンターちばの共有財産とすることで、計画的に人財の育成を行う。

4. 他の ADR 機関や相談機関との連携

他士業、他会センター、官公署担当部署等で開催される研修に相互に参加するなど、積極的に情報や意見交換を行う。これら紛争当事者の第一次的アクセス機関とセンターちばの連携を深めることで、境界紛争 ADR の知名度の向上、利用の促進を図る。